

## 議第四十五号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成二十五年岐阜県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「（昭和二十五年法律第五百十八号）」の下に「、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）」を加える。

附 則

この条例は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行の日から施行する。

## 提 案 説 明

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行に伴い、使用済金属類営業の許可の基準に、同法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当しないことを追加するため、この条例を定めようとする。

